答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。)5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事(以下「処分庁」という。) が請求人に対し令和3年5月10日付けで行った愛の手帳交付申 請却下処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを 求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

病院の担当の先生の診断書に中度知的障害と診断されているにもかかわらず、愛の手帳の基準に照らし合わせても交付の基準に認められなかったことに対して不服が有り、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規

定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

	年 月	日	審議経過
	3年11月	•	"- ' ·
令和	3年12月	17日	審議(第62回第2部会)
令和	4年 1月	2 1 日	審議(第63回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児(以下「知的障害者」と総称する。)の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により都が設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者 又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真 を添え、その者が18歳以上の場合にあっては心障センターを判 定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければ ならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申

請書を受理した心障センター所長は、「知的障害(愛の手帳)総合 判定基準表」(別紙1。以下「総合判定基準表」という。)及び 被判定者が18歳以上である場合は要綱別表4「知的障害(愛の 手帳)判定基準表(18歳以上 成人)」(別紙2。以下「個別判 定基準表」という。)に基づいて判定を行い、その結果に基づき判 定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならな いとしている。

そして、要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項及び 3 項は、同条 1 項の規定により交付申請を却下するときは、心障センター所長を経由して愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4度(軽度)」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度(最重度)」から最も軽度である「4度(軽度)」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

(3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目(昭和42年3月20日付42民児精発第58号)4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定

次に、心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 知能測定値

改訂版鈴木ビネー知能検査による知能指数は I Q 5 6 であり、これは個別判定基準表における「4 度 (知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 5 0 ~ 7 5)」に相当する。

しかしながら、心理学的判定及び医学的判定において、16歳のときに歯科助手、17歳のときに医療事務及び調剤薬局事務の資格を取得したこと、最近まで就労していたことを聴取しており、精神障害等の影響で本来の実力を十分に発揮できない状態にあると判断されたことから、知能測定値は4度域(軽度域)だが、生育歴からは18歳までに愛の手帳に該当する程度の知的な遅れがあったとは認められないと判定されている。

イ 知的能力

請求人の知的能力については、愛の手帳の判定に際し、請求人が自ら判定機関に架電し判定の予約を取り、その際には自身の生育歴等の概要も語ることができていた。また、判定時には、時系列が曖昧になり元夫が訂正する場面はあったが、質問には遅滞なく返答し、生育歴も自ら語ることができ、疎通は良好であった。

また、資格取得歴や職歴等からも知的な遅れがあったとは認められず、令和3年1月まで介護職に就いていたこと、同年2月には認知症介助士の資格を取得していることから、同年4月5日時点での請求人の能力は、愛の手帳に該当する程度の状態であるとは、認められない。上記アで述べたとおり、現在の知

能測定値IQ56は、精神障害等の影響が大きいと判断され、 請求人は本来の能力を十分に発揮できておらず、能力を適切に 反映していないと考えられる。

以上のことから、物事の理解や判断の能力及び学習したこと を実生活の中で利用、応用する力は4度域を超えており「非該 当」に相当すると判定されている。

ウ職業能力

通信教育で、16歳のときに歯科助手、17歳のときに医療事務及び調剤薬局事務の資格を取得し、高校卒業後、2年半にわたり正社員として歯科助手の仕事に従事したが、自分には合わないと思い退職したと聴取している。

結婚、出産を経て、25歳から乳酸菌飲料の販売業務に従事 し、自分一人で出来る仕事であったため、仕事自体は出来てい たが、客に売れなかった分を自ら補填する必要があったため、 2年で退職したと聴取している。

27歳からは介護職の仕事に従事し、デイサービスや訪問介護、高齢者施設等で身体介助を行ったが、難病のため令和3年 1月に介護職を退職し、現在は無職となっていると聴取している。

以上のことから、現状では、個別判定基準表における「4度 (単純作業は可能であるが、時に助言等が必要)」に相当すると 判定されている。

工 社会性

現在、長女と二人暮らしであり、友人と外出する等対人関係の拡がりはみられない。心理学的判定時には、知的検査後に礼を述べるなど一定の礼節はあったが、医学的判定時には、礼節はあまりわきまえず、挨拶も難しいなど、対人コミュニケーションの不安定さが認められた。

以上のことから、個別判定基準表における「3度(対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能)」に相当すると判定されている。

才 意思疎通

上記イで述べたとおり、心理学的判定及び医学的判定の場面においても、質問に遅滞なく返答し、生育歴を自ら語ることができるなど、疎通は良好であった。体調面、情緒面とも不安定であり、対人的なかかわりに困難さを感じていることも聴取できたが、ある程度、自己の状況を的確に伝えることも可能であった。

以上のことから、個別判定基準表における「4度(日常会話(意思疎通)が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能)」であるレベルを超えており、「非該当」に相当すると判定されている。

カ身体的健康

令和2年、内科にて難病である線維筋痛症と診断され、現在 まで服薬治療を継続している。そのため、介護職も退職せざる を得なかった。

以上のことから、「3度(特別の注意が必要)」に相当すると 判定されている。

キ 日常行動

自殺願望があり、リストカットを繰り返す自傷行為、入眠剤を大量に服薬するオーバードーズ、大きな音、強い口調等に反応しパニックになる、フラッシュバック及び睡眠障害など行動上の障害が複数あり、配慮が必要な状態である。精神科クリニックで服薬治療も継続中であるが、入院を要するほどではない。そのため、異常の有無について特別に注意して観察し、異常が

起きた際にはすぐに対応できる状態にしておく必要がない。 以上のことから、「3度(日常行動にたいした支障はないが、 配慮が必要)」に相当すると判定されている。

ク 基本的生活

食事、排泄、生理、着脱衣、入浴等の基本的なADLは自立 しており、料理、洗濯、掃除の家事も可能、危険物の使用も概 ね安全に使用可能であるが、外出時には娘の付き添いが必要で あることから、「4度(身辺生活の処理が可能)」に相当すると 判定されている。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目の うち、「3度」は3項目(社会性、身体的健康及び日常行動)、 「4度」は3項目(知能測定値、職業能力及び基本的生活)、「非 該当」は2項目(知的能力及び意思疎通)が相当するとされて いる。

ただし、プロフィール欄において「3度」や「4度」に該当すると判定された項目については、精神障害や難病に起因するものと判断した旨が記載されている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「愛の手帳に該当せず」と、心理学的所見欄には「CA38」、「IQ56(鈴木ビネー改訂版)」、「R3年4月5日実施」と、社会診断所見欄には「知的障害に起因する日常生活・社会生活上の支障は認められない」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合すると、本件判定書のプロフィール欄においては、知的障害の程度が処遇上「中度」に相当する「3度」や、「軽度」に相当する「4度」に該当すると判定された項目が認められるものの、これらは精神障害や難病に起因するものと考えられ、請求人の資格取得歴や職歴等からも知的な遅れが

あったとは認められない。そうすると、請求人は発達期(18歳未満)から現在まで、愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあるとは認められず、総合判定基準表(別紙1)における「1度(最重度)」から「4度(軽度)」までの各度数及び「程度不明」のいずれにも当たらないため、「非該当」と判定するのが相当である。

したがって、本件申請書及び本件判定書等に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のことから、本件処分が違法、不当である旨 主張している。

しかし、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書等によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法 令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に 行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2 (略)